

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省27-34)

施策目標		34 地籍の整備等の国土調査を推進する						担当部局名	土地・建設産業局		作成責任者名	地籍整備課長 大澤 祐一		
施策目標の概要及び達成すべき目標		地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。						施策目標の評価結果	④進展が大きくない	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
150	地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	49%	平成21年度	49%	50%	50%	51%	51%	B	57%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値		
151	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積の割合	40.3%	平成23年度	17.1%	40.3%	60.9%	70.7%	77.0%	A	100%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			27年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(27年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
	27年度 行政事業レビュー 事業番号	24年度 (百万円)	25年度 (百万円)	26年度 (百万円)										
(1)	地籍調査 (昭和26年度)	346	10,474 (10,409)	11,691 (11,669)	13,230	12,858	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるものである。主な実施主体は市町村である。国は国土調査法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付することになっている。具体的に、市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4である。					150	-	
(2)	基本調査 (平成22年度)	347	569 (483)	1,329 (1,228)	1,843	1,337	基本調査は国土調査法等に基づいて都市部と山村部においてそれぞれ実施している。都市部では、官民境界となる街区外周等(道路と民有地の境界線等)を調査する。山村部では、主な筆界(例えば、3筆以上の筆界点)を有する土地の境界等を調査する。これらの成果は地図と簿冊であり、後に市町村等により実施される地籍調査に活用される。なお、この基本調査は国による直轄調査であり、国土交通本省及び地方整備局等において執行している。					-	各年度に実施した基本調査により土地境界情報が整備・保全された土地の面積 土地境界情報の整備・保全がされた土地の面積	
(3)	地籍整備推進 (平成22年度)	348	308 (265)	298 (231)	242	245	国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして扱えることになっている。この仕組みを活用して地籍調査以外の測量成果を機動的に活用しようとするものである。特に都市部における地籍調査の進捗率が遅れているため、平成22年度からは都市計画区域内等における地籍調査以外の測量成果を対象として、国が必要な助成を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を機動的に活用することとしている(調査実施主体別の補助金の額は、地方公共団体:調査に要する費用の1/2以内、民間事業者等:調査に要する費用の1/3以内)。					-	国土調査法第19条第5項の指定により地籍が明確化された各年度の土地の面積 各年度までに地籍が明確化された土地の面積	
(4)	基準点測量等 (昭和26年度)	349	379 (343)	379 (366)	343	227	地籍調査の実施主体である市町村等の要望を踏まえ、地籍調査の対象地域を中心として、通常、地籍調査を実施する前年度に国(国土地理院)が基準点を設置している。また、公共事業等に伴って作成される測量成果を対象に、地籍調査と同等以上の精度・正確さを有する場合に大臣が指定(国土調査法第19条第5項指定)することにより、地籍の明確化を図ることができる制度があり、この実施に必要な基準点も設置している。					-	国が基準点測量等を実施した地域数(市町村数) 「基準点測量基礎計画」(平成22年度～31年度)に示された設置点数8,400点に対する達成度	
(5)	土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連) (平成24年度)	復興庁193	1,448 (1,170)	644 (427)	347	281	被災地における復旧・復興の迅速化等に貢献するため、以下のような地籍調査の実施状況に合わせた自治体の支援を行っている。 ①地籍調査が実施済みの地域 地割れ等により局所的に地形が変動し、地図の修正が困難な場合の地籍再調査の実施を支援 ②地籍調査が実施中の地域 地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援 ③地籍調査が未実施の地域 国が直轄で道路等の官有地と民有地の間の境界情報を整備し、その成果を活用した復旧・復興の円滑な実施を支援					-	東日本大震災により利用不可能となった基準点の検証測量や再測量等 地籍が明確化された土地の面積	

(6) 土地分類基本調査 (平成22年度)	344	81 (80)	79 (64)	59	53	土地分類基本調査は、統一的な基準に基づき、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめるもので、平成22年度より、土地本来の自然地形や改変履歴、災害履歴等に関する情報を整備・提供する「土地履歴調査」を実施している。	151	—
(7) 水基本調査 (平成20年度)	345	4 (4)	17 (16)	16	11	水基本調査として、全国の深井戸を対象に、井戸施設の規模、地下水位等のデータ及び地盤・地質情報を収集・整理し、ホームページ等で公表している「全国地下水資料台帳」、地下水・地表水の適正な利用のため、地下水分布状況、地質状況、地盤沈下等の地下構造を分析し図面化した「地下水マップ」、地下水の水流、涵養量、水質等の情報を地図・簿冊に取りまとめる手法等を検討する「地下水情報の図面化調査」を実施している。	—	地下水調査を行った深井戸の件数 約500件(予定) 地下水の図面化を行った平野等の数 16地域(予定)
施策の予算額・執行額		16,693 (13,833)	18,191 (13,902)	18,935	11,604	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)1及び2	